

広島県告示第九百八十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定によつて、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。

令和二年九月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| | | |
|------|-----------------|--|
| 指定番号 | 指 定 区 域 | 埋立地の区分 |
| 四八 | 廿日市市浅原字大山甲九六二番一 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号 |